

あぶくま洞冬季実証イベント実施業務委託仕様書

1 業務名

あぶくま洞冬季実証イベント実施業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務の背景及び目的

昭和48年6月にオープンしたあぶくま洞は、年間入洞者数が100万人を超える時期もあり、田村市の主要観光施設としての役割を担ってきた。

しかし、東日本大震災・新型コロナウイルス感染症により入洞者数は落ち込み、徐々に回復しているものの、震災前の入洞者数には程遠い状況となっている。

本業務は、あぶくま洞が閑散期を迎える冬季について、実証イベントを実施し新たなあぶくま洞を体験・体感できる機会の創生、情報発信を行い、国内外からの来訪者を増やすことを目的とする。

3 業務範囲

あぶくま洞 一般コース 600mの一部（探検コース 120mの一部含む）

※範囲については、業者提案による。

※入洞の促進を図るための園地の活用は可とする。

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 業務内容

(1) 実証イベントの実施

あぶくま洞内を活用した国内外からの観光客や市民にとって非日常的で魅力あるイベントを企画し実施すること。

なお、イベントについては以下の内容を満たすこと。

- ・主たるイベントについては、洞内を活かしたイベントとすること。
- ・体験型のコンテンツなど複数の企画を組み合わせた内容であること。
- ・入洞者の安全に十分に配慮した内容であること。
- ・イベント実施予定期間は、令和6年2月23日～令和6年3月24日まで。
(※企画内容により変更可)
- ・営業時間は、(一財)田村市滝根観光振興公社と協議のうえ決定すること。

(2) 実証イベントの情報発信

イベントについて、国内外からの観光客や市民に対して、メディア、SNSを活用しあぶくま洞の入洞を促進する効果的な情報発信について企画し、実施すること。

(3) PR動画の制作

実証イベントへの来場を促すため、PR動画を制作し、市及びあぶくま洞ホームページ、

SNSにて配信を行う。

制作する動画は以下の規格とする。

- ・解像度：4K以上
- ・動画規格：MP4
- ・再生時間：180秒程度
- ・言語：日本語
- ・字幕：英語、中国語(繁体字)(簡体字)、韓国語、タイ語

(4) 実証イベントの効果検証

イベントについて、アンケート調査等を実施し、効果の検証をすること。

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務に先立ち、業務の実施体制、実施内容、スケジュール等をまとめた業務実施計画書を、契約後14日以内に提出し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にし、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、打合せを当初、中間2回、最終の計4回以上実施すること。

7 機密保持

受託者は、業務内容及び業務遂行上知り得た内容は、市長の承認を得ないで他に漏らし、または本業務以外の目的で使用してはならない。契約期間が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。

8 損害賠償

受託者は、本業務の遂行中に第三者に対して損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負うものとする。また、その状況を委託者に速やかに報告し、指示に従うものとする。

9 著作権

- (1) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、委託者に全ての著作権（著作権法第27条及び同法第28条に定められた権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

10 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。
- (5) 本業務を履行するにあたり必要な各種申請手続きは、原則、受託者より行うこと。
- (6) あぶくま洞は市天然記念物に指定されているため、洞内に機材等を設置する場合は、十分配

慮すること。

11 成果品

受託者は、業務完了届とともに以下の成果物を委託者へ納品すること。

- (1) 事業実施報告書・・・5部
 - ・イベント実施概要
 - ・イベント制作物一式
 - ・イベント来場者アンケート結果
 - ・イベント写真記録
- (2) (1) の電子データ・・・1部
- (3) その他委託者が必要と認めるもの